税理士が語る、経営者が知るべき経理・総務のツボ（第1回）

突然訪れる「税務調査」に慌てない

2016.04.19

「税務調査」をご存じでしょうか。
税務署などの行政機関が会社や個人を訪れ、納税の申告内容を確認するというものです。

調査の通知はある日突然やってきます。例えば、経理課や財務部に税理士から電話がかかってきて「●月●日～●月●日までの●日間、御社に税務署職員または国税局局員が税務調査にやって来て、帳簿関係や納税状況を調査する」と、唐突に伝えられます。

なんとなくのイメージは湧いても、税務調査ではいったい何を調べられるのか、特に準備や対策をすることは何なのか……不安なことも多いでしょう。今回は、突然やってくる税務調査に慌てないために、対応のポイントを紹介します。

税務調査ってそもそも何？

税務調査とは、税法に定められている質問検査権に基づき行われる帳簿書類やその他証拠書類などの検査です。堅苦しく言うとこのようになりますが、要は帳簿書類の検査をし、納税額が不足していれば追加で徴収する手続きです。

企業側で税務調査に対応するのは、主に代表取締役、取締役、財務担当者です。しかし必要に応じて営業、製造現場などにも調査が行われることがあります。建前上は「任意調査」ですが、断ると強制調査に移行するので、断らないほうが無難です。

追加で納税が発生すると、延滞税も付くため、会社経営の観点から見て大変つらいものになります。しかも、会社の経営者や財務担当者だけが、きちんと経理・税務をやっていれば防げるものでもありません。営業担当や製造担当などの認識が不十分で、納税不足につながることもあるからです。

税務調査は、通常、次の手順で行われます。

(1)事前連絡→(2)実地で経営者や財務担当との面談→(3)経理資料の確認→(4)経理資料に基づいた裏どり確認→(5)結果報告

ここで一番のポイントが、(4)の「経理資料に基づいた裏どり確認」です。資料が真実かどうかを徹底的に調べられます。

請求書はきっちり書かれているか？ 賄賂をもらってないか？… 続きを読む